

岩手県告示第236号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、次の区域を、特定有害物質によって汚染されており、当該区域内の土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定する。

令和8年4月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 指定する区域 滝沢市大釜千が窪12番16の一部、12番58の一部、12番64の一部、12番198の一部、12番239の一部、12番240の一部、12番241の一部、12番242の一部、12番243の一部、12番244、56番34の一部、58番2の一部、60番2の一部、64番8の一部、66番8の一部、72番1及び72番2の一部（別紙図面のとおり。）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「省令」という。）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物
- 3 省令第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類 なし

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県環境生活部環境保全課及び盛岡広域振興局保健福祉環境部に備えておいて縦覧に供する。